

地域福祉活性化事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉活動の活性化を図るため、共同募金を財源とする地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）に対する活動助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 助成金交付の対象となる事業は下記のとおりとする。

(1) 学習・啓発事業

住民に対する福祉に関する情報の提供、福祉意識の高揚と学習機会の提供を行う事業

(例) 福祉に関する講演会・学習会、ボランティア講座、広報紙の発行など

(2) 調査・研究事業

地域の福祉課題やニーズの把握、福祉事業の方向性などを研究する事業

(例) 住民懇談会の開催、意識調査の実施など

(3) 支え合い活動

地域の要援護者に対する見守り、支援を促す事業

(例) 食事サービス事業、友愛訪問など

(4) ふれあい交流事業

地域住民の交流やつながりの機会を創る事業

(例) 小地域ふれあい福祉まつり、世代間交流、ふれあい・いきいきサロンなど

(対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、前条の事業を実施するための経費とする。ただし、以下の経費は対象外とする。

(1) 組織の運営や管理事務にかかる経費

(2) 飲食経費（利用者に提供するものについては除く）

(3) スタッフ、ボランティアにかかる交通費、宿泊費、謝金

(助成金の額)

第4条 社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、前々年度の共同募金（大口）地区募金の実績額の10%に相当する額から100円未満の端数を切り捨てた額を助成金として交付する。

(交付申請及び請求)

第5条 助成を受けようとする地区社協は、市社協が定める期間までに、地域福祉活性化事業助成金交付申請書及び請求書（様式 共1号）を協議会に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた地区社協は、事業完了後速やかに、地域福祉活性化事業助成金実績報告書（様式 共2号）により、市社協会長に対して実績を報告しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月11日 一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。